

## 旧御杖小学校利活用事業 優先交渉者選定基準

### ○ 審査の基準

(1) 審査基準の詳細は別表のとおりとし、選定委員1人につき150点満点で評価し、審査項目1から3については、加点比率基準に応じて評価点を算出するものとします。なお、評価点に小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入します。

<審査項目及び配点>

審査項目	配点
1. 事業全般に関する提案	50
2. 利活用計画に関する提案	70
3. 地域活性化貢献に関する提案	20
4. 賃料等価格提案	10
合 計	150

<加点比率基準>

評価	評価の内容	評価点算出方法 (小数点以下四捨五入)
A	具体的かつ非常に優れた提案がなされている	配点×1.00
B	優れた提案がなされている	配点×0.75
C	適切な提案がなされている	配点×0.50
D	具体的かつ適切な提案が少ない	配点×0.25
E	具体性に欠ける、懸念点が多い等、優れている要素が少ない	配点×0.00

(2) 応募者が複数ある場合は、各選定委員の評価点の総計が最も高い者で、かつ選定委員の合議により認められた者を優先交渉者として選定し、優先交渉者の次に高い評価点の者で、かつ選定委員の合議により認められた者を次点者として選定します。

(3) 応募者が1者の場合は、選定委員の合議により認められた場合に優先交渉者として選定します。

(4) (2)(3)いずれの場合であっても、各選定委員の評価点の総計が満点(150点×選定委員数)の6割に満たない評価点の場合は、優先交渉者として選定しません。

(5) 審査の結果、選定委員の合議により優先交渉者としてふさわしい応募者がいないと判断した場合には、優先交渉者を選定しないことがあります。

(別表) 審査基準詳細

審査項目		主な審査の視点	配点
1. 事業全般に関する提案	(1) 事業概要・事業の基本的な方針	・事業コンセプト、営業運営の計画 ・共同事業体による応募の場合の各構成員の役割分担	20
	(2) 事業スケジュール	・利活用事業開始までのスケジュール ・利活用事業終了後の返還対応	10
	(3) 事業収支	・資金の調達方法 ・収支計画の考え方	10
	(4) 事業の継続性	・利活用事業の将来展望 ・想定される課題とその解決方法、リスク管理	10
小 計			50
2. 利活用計画に関する提案	(1) 施設・敷地全体の利活用計画	・配置等全体的な利活用の計画 ・施設・敷地全体の維持管理計画 ・伊勢本街道及び進入路への配慮の考え方	30
	(2) 校舎等建物の利活用計画	・改修、配置等の利活用及び維持管理計画	20
	(3) 屋外運動場の利活用計画	・改修、配置等の利活用及び維持管理計画 ・防災・ドクターヘリポート機能維持の考え方	10
	(4) 法的規制・関係機関協議	・利活用事業実施に向けて対応が必要な規制・制約及び関係機関との協議等の方法	10
小 計			70
3. 地域活性化貢献に関する提案	(1) 地域連携や社会貢献	・地域住民との連携の考え方 ・環境、景観や周辺地域への配慮と調和	10
	(2) 地域経済への貢献	・誘客等による地域の賑わい創出 ・雇用促進、消費拡大の考え方	10
小 計			20
4. 貸料等価格提案		評価点数は、次式により求め、小数点以下は四捨五入する。評価点数=10 点×(提案賃料／最高提案賃料)	10
小 計			10
合 計			150